

医療法人静正会三井クリニック

デイサービスセンター福福 運営規程

(指定通所介護・指定介護予防通所介護共通)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人静正会が開設する「医療法人静正会三井クリニックデイサービスセンター福福」通所介護事業所・介護予防通所介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者、要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所が提供する指定通所介護・指定介護予防通所介護は、利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護・要支援状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

2 指定通所介護・指定介護予防通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人静正会 三井クリニックデイサービスセンター福福
- (2) 所在地 甲斐市宇津谷4036番地1

第2章 職員の職種・員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護・指定介護予防通所介護の提供にあたる。

(2) 従業者

① 生活相談員 1名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整及び居宅介護支援事業者等他の関係機関との連絡調整を行う。

② 介護職員 6名以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、通所介護計画に基づき適切な介護を行う。

③ 看護職員 1名以上

利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。

④ 機能訓練指導員 1名以上

利用者が日常計画を営むのに必要な機能の維持・向上・減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日：月、火、水、木、金、土、祝日（但し日以外）
- (2) 営業時間 午前8時15分～午後5時15分
- (3) サービス提供時間 午前9時15分～午後4時15分

第4章 利用定員

(利用定員)

第7条 指定通所介護・指定介護予防通所介護の利用定員は、40人とする。

第5章 指定通所介護・指定介護予防通所介護の内容及び利用料等

(指定通所介護・指定介護予防通所介護の内容)

第8条 指定通所介護・指定介護予防通所介護は次の通りとする。

- (1) 単独型通所介護
- (2) 食事の提供及び食事の介助

- (3) 居宅と事業所間の送迎
- (4) 通所介護の施設における入浴介助（一般入浴）
- (5) 機能訓練指導
- (6) 健康状態の確認
- (7) レクリエーション・余暇活動
- (8) 生活相談・援助
- (9) その他日常生活全般にわたる介護

（通所介護計画の作成等）

- 第9条 事業所は、各利用者ごとに心身の状況、希望等を勘案し、既に居宅サービス計画がたてられている場合はその計画に基づいて、通所介護計画を作成するものとする。また、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者、家族に説明のうえ、同意を得、交付する。
- 2 事業所は、通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行い、必要に応じ、計画の見直しを行うものとする。

（利用料その他の費用）

- 第10条 指定通所介護・指定介護予防通所介護のサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護・指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者の希望により次の便宜を提供した場合その利用料の支払いを受けるものとする。
- (1) 利用者の希望により、第10条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う送迎については、以下の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越える地点から1kmにつき50円（片道）
 - (2) おむつ代 実費
 - (3) 尿取りパット 実費
 - (4) 利用者の希望により、介護報酬設定上の通常の利用時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用 延長1時間につき 500円
 - (5) 食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1日につき 680円
 - (6) 各号に掲げるもののほか、指定通所介護・指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 3 前項の便宜を提供する場合には、利用者又はその家族に対して事前に内容、費用について文書で説明し、同意を受けるものとする。

第6章 通常の実施地域

(通常の事業の実施範囲)

第11条 蕨崎市、甲斐市

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、指定通所介護・指定介護予防通所介護のサービス提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 入浴サービスを利用する際は、その日の健康チェックを踏まえて、看護師等の指示に従うこと。
- 2 機能訓練用具を利用する際には、生活リハビリの視点のもとに機能訓練指導員等の指示に従うこと。
- 3 レクリエーション・余暇活動に参加する際には、集団援助技術における生活の質に視点を置いた内容であることを理解すること。
- 4 第13条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第8章 緊急時等における対応等

(緊急時における対応方法)

第13条 指定通所介護・指定介護予防通所介護のサービス提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに担当ケアマネージャーまたは主治医へ連絡を行うなど必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 消防法8条に規定する防火管理者を設置して、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者、火元責任者を従業員の中から充当する。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとど

めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対し防火教育、防火訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・非難） 年1回以上
- ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 年1回以上

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第9章 その他運営に関する重要事項

(職員研修)

第15条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(秘密保持)

第16条 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさない。

- 2 従業員であった者が退職した後についても「業務上知り得た患者及び利用者又はその家族の秘密を保持」し、万が一それにより当事者間で係争が起きた場合は自己責任において処理するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 事業者は別に定める虐待防止対策委員会設置要綱に従い虐待防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第18条 指定通所介護・指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(その他)

第 19 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

- 1、この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 2、平成 22 年 11 月 1 日改定（木曜日営業に伴う改定）
 - 1) 第 4 条 (2) 所在地の表示を正しい表示に変更する。
甲斐市宇津谷 4036 ⇒ 甲斐市宇津谷 4036 番地 1
 - 2) 第 5 条 (2) 従業者の職種・員数
介護職員 6 名以上 ⇒ 5 名以上（但し木曜日は 2 名とする）
 - 3) 第 6 条 (1) (2) 木曜日を営業日とする。
併せて土曜日にも営業時間を他の曜日と同じにする。
 - 4) 第 7 条 (1) 利用定員の変更
月、火、水、金、土 : 40 人⇒35 人に変更
木 : 20 人（新設）
- 3、平成 24 年 6 月 28 日改定（木曜日利用定員増に伴う改定）
 - 1) 第 5 条 (2) 介護職員 木曜日 2 名 ⇒ 3 名
 - 2) 第 7 条 木曜日の利用定員 20 名 ⇒ 25 名
- 4、平成 24 年 8 月 1 日改定（利用時間の改定）
 - 1) 第 6 条 (3) サービス提供時間
午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分 とあるを
午前 9 時 30 分～午後 3 時 00 分 とする。
- 5、平成 29 年 5 月 1 日改定（運営規程を指定通所介護と指定介護予防通所介護の同一の運営規程に統一した）
- 6、平成 29 年 5 月 1 日改定（火曜日・木曜日利用定員の変更）
 - 1) 第 5 条
(2) 従業者
② 介護職員 5 名以上（但し木曜日は 3 名以上） とあるを
（但し火曜日、木曜日は 4 名以上） とする。
 - 2) 第 7 条
指定通所介護の利用定員は、35 人とする。
（但し木曜日は 25 人とする） とあるを
（但し火曜日、木曜日は 30 人とする） とする。
- 7、平成 29 年 5 月 1 日改定（利用者負担割合 2 割を追加）
 - 3) 第 10 条
1 割とする とあるを
1 割もしくは 2 割とする とする

8. 平成31年4月1日改定（サービス提供時間の変更）

1) 第6条

- (3) サービス提供時間 午前9時30分～午後3時00分 とあるを
サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分 とする

9. 平成31年4月1日改定（負担割合の変更）

2) 第10条

- 1割もしくは2割とする とあるを
その負担割合の額の額とする とする

10. 令和2年10月1日改定（利用定員の変更）

1) 第5条

(2) 従業者

- ②介護職員 5名以上 とあるを
6名以上 とする

2) 第7条

- 指定通所介護・指定介護予防通所介護の利用定員35人とする とあるを
指定通所介護・指定介護予防通所介護の利用定員40人とする とする

11. 令和3年9月1日改定

1) 第10条

- (5) 食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1日につき 610円
とあるを
食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1日につき 630円
とする

2) 第13条

- 指定通所介護・指定介護予防通所介護のサービス提供を行っているとき
に利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行う
など必要な措置を講ずる。 とあるを

- 指定通所介護・指定介護予防通所介護のサービス提供を行っているとき
に利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに担当ケアマネージャ
ーまたは主治医へ連絡を行うなど必要な措置を講ずる。 とする

3) 第16条

- 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させ
るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべ
き旨に従業者との雇用契約の内容とする。 とあるを

従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさない

- 2 従業者であった者が退職した後についても「業務上知り得た患者及び利用者又はその家族の秘密を保持」し、万が一それにより当事者間で係争が起きた場合は自己責任において処理するものとする。 とする

- 3) 第 17 条（虐待防止に関する事項） を追加した

- 4) 第 17 条に（虐待防止に関する事項の追加）に伴い
第 17 条を第 18 条に
第 18 条を第 19 条に変更する

- 1 2. 令和 4 年 7 月 1 日改定（営業日及び営業時間）（サービス提供時間）の変更
第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

（2）営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

（3）サービス提供時間 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分 とあるを

（2）営業時間 午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分

（3）サービス提供時間 午前 9 時 15 分～午後 4 時 15 分 とする

- 1 3. 令和 6 年 4 月 1 日改定（利用定員）（昼食費）の変更

- 1) 第 7 条 指定通所介護・指定介護予防通所介護の利用定員は、40 人とする。
（但し火曜日、木曜日は 30 人とする） とあるを

（但し火曜日、木曜日は 34 人とする） とする

- 2) 第 10 条

（5）食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1 日につき 630 円
とあるを

食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1 日につき 680 円
とする

- 1 4. 令和 6 年 12 月 1 日（改定）（利用定員）の変更

- 1) 第 5 条

（2）従業者

②介護職員 （但し火曜日、木曜日は 4 名以上）とあるを削除する

- 2) 第 7 条 （但し火曜日、木曜日は 34 名とする）とあるを削除する